

2025年10月1日以降始期契約

団体総合生活補償保険（M S & A D型）にご加入いただくお客様さまへ

MS&AD

三井住友海上

重要事項のご説明

この書面では団体総合生活補償保険（M S & A D型）契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。普通保険約款・特約は、ご加入後、「お申込内容確認書」もしくは「加入者証」もしくは「継続内容確認書」記載のURLからご確認いただけます。普通保険約款・特約の郵送をご希望の場合は、三井住友海上傷害保険通販デスクまでご請求ください。

- この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管していただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または当社の社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または当社社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

※印を付した用語については、18～21ページの「用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合や、病気になられた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 - : 被保険者の対象外)		
	本人 (*1)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	本人 (*1) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上の方
疾病退院時一時金補償特約	・パンフレット等※ (*2) で別に定める年令以下の会員本人およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹の方
介護一時金支払特約	・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	本人 (*1) の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族） (注) 本人 (*1) は、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上の方
葬祭費用補償特約	・パンフレット等※ (*2) で別に定める年令以下の会員本人およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(* 1) パンフレット等※の被保険者ご本人欄記載の方

新規に被保険者としてご加入いただける方は、会員本人およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹のうち、パンフレット等の被保険者欄記載の方

(* 2) パンフレット等※に自動継続を終了する年令を記載しています。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。ご加入いただくプランにより補償されないものがあります。ご加入いただくプランでお支払いの対象となる保険金につきましては、パンフレット等※をご確認ください。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「保険金をお支払いする場合」欄に記載されたケガ、病気等が補償の対象となります。補償地域は、日本国内外を問いません。

がんのみ補償特約をセットした場合、被保険者ががん（悪性新生物）になられた場合に限り補償します。

★印の特約をセットされた場合のみ保険金お支払いの対象となります。

☆印の特約は、★印の特約をセットされた場合に自動的にセットされます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額
傷 害 保 険 金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (M S & A D型) 特約	<p>【保険金をお支払いする場合】 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 【保険金のお支払額】 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>
	傷害後遺障害保険 金 ★傷害補償 (M S & A D型) 特約	<p>【保険金をお支払いする場合】 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合 【保険金のお支払額】 傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (M S & A D型) 特約	<p>【保険金をお支払いする場合】 保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） 【保険金のお支払額】 傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。<ul style="list-style-type: none">・事故の発生の日からその日を含めてパンフレット等※に記載の支払対象期間※が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計がパンフレット等に記載の支払限度日数※に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (M S & A D型) 特約	<p>【保険金をお支払いする場合】 保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、パンフレット等※に記載の傷害入院保険金の支払対象期間※中に手術※を受けられた場合 【保険金のお支払額】 1回の手術について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット [7ページ (☆) 参照]	<p>【保険金をお支払いする場合】 保険期間の開始後（＊）に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （＊）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p> <p>【保険金のお支払額】</p> <p>疾病入院保険金日額×疾病入院の日数</p> <p>(注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 　・疾病入院された日からその日を含めてパンフレット等※に記載の支払対象期間※が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 　・1回の疾病入院について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計がパンフレット等に記載の支払限度日数※に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数</p> <p>(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット [7ページ (☆) 参照]	<p>【保険金をお支払いする場合】</p> <p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のためにパンフレット等※に記載の疾病入院保険金の支払対象期間※中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（＊）に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 （＊）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p> <p>【保険金のお支払額】</p> <p>1回の手術について、次の額をお支払いします。</p> <p>① 疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額×[10]</p> <p>② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額×[5]</p> <p>(注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。</p> <p>① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>
疾病放射線治療 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット [7ページ (☆) 参照]	<p>【保険金をお支払いする場合】</p> <p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のためにパンフレット等※に記載の疾病入院保険金の支払対象期間※中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（＊）に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 （＊）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p> <p>【保険金のお支払額】</p> <p>1回の放射線治療について、次の額をお支払いします。</p> <p>疾病入院保険金日額×[10]</p> <p>(注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。</p>
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット [7ページ (☆) 参照]	<p>【保険金をお支払いする場合】</p> <p>疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）</p>

(次ページへ続く)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額
疾 病 保 険 金	<p>疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット [7ページ (☆) 参照]</p>	<p>(前ページからの続き) 【保険金のお支払額】 $\boxed{\text{疾病通院保険金日額}} \times \boxed{\text{疾病通院の日数}}$</p> <p>(注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 • 疾病入院の終了した日の翌日から起算してパンフレット等※に記載の疾病通院保険金の支払対象期間※が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、パンフレット等に記載の疾病入院保険金の支払対象期間内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 • 1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計がパンフレット等に記載の疾病通院保険金の支払限度日数※に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数</p> <p>(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いません。</p> <p>(注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。</p>

②その他特約に基づく主な保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

主な特約は次のとおりです。ご加入いただくプランにより補償されないものがあります。ご加入いただくプランにセットされる特約は、パンフレット等※をご参照ください。

本商品は所定のプランのみのお引受けとなりますので、パンフレット等※に記載されていない特約はセットできません。

なお、ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細については、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

★印の特約をセットされた場合のみ保険金お支払いの対象となります。

☆印の特約は、★印の特約をセットした場合に自動的にセットされます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額					
抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約	<p>【保険金をお支払いする場合】 保険期間の開始後（＊1）に発病※したがん※の治療※のため、保険期間中に抗がん剤（＊2）治療を開始した場合</p> <p>(注1) 同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。 (*1) 抗がん剤治療を補償する加入タイプに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 (*2) 投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 ① 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤 ② 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">L 0 1. 抗悪性腫瘍薬</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">L 0 2. 内分泌療法（ホルモン療法）（＊3）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">L 0 3. 免疫賦活薬</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">L 0 4. 免疫抑制剤</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">V 1 0. 治療用放射性医薬品</td> </tr> </table> <p>(＊3) 内分泌療法（ホルモン療法）とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。</p> <p>【保険金のお支払額】 抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 $\boxed{\text{抗がん剤治療保険金額}} \times \boxed{\text{次表の倍率}}$</p>	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類	L 0 1. 抗悪性腫瘍薬	L 0 2. 内分泌療法（ホルモン療法）（＊3）	L 0 3. 免疫賦活薬	L 0 4. 免疫抑制剤	V 1 0. 治療用放射性医薬品
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類							
L 0 1. 抗悪性腫瘍薬							
L 0 2. 内分泌療法（ホルモン療法）（＊3）							
L 0 3. 免疫賦活薬							
L 0 4. 免疫抑制剤							
V 1 0. 治療用放射性医薬品							

(次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額															
抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約	<p>(前ページからの続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L 0 1 . 抗悪性腫瘍薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L 0 2 . 内分泌療法（ホルモン療法） (*)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外のがん</td> </tr> <tr> <td>L 0 3 . 免疫賦活薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L 0 4 . 免疫抑制剤</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>V 1 0 . 治療用放射性医薬品</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率	L 0 1 . 抗悪性腫瘍薬	2	L 0 2 . 内分泌療法（ホルモン療法） (*)	1		上記以外のがん	L 0 3 . 免疫賦活薬	2	L 0 4 . 免疫抑制剤	2	V 1 0 . 治療用放射性医薬品	2
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率															
L 0 1 . 抗悪性腫瘍薬	2															
L 0 2 . 内分泌療法（ホルモン療法） (*)	1															
	上記以外のがん															
L 0 3 . 免疫賦活薬	2															
L 0 4 . 免疫抑制剤	2															
V 1 0 . 治療用放射性医薬品	2															
(注 1) 保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の 120 倍が限度となります。																
(注 2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 この特約をセットした加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがんを発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。																
(*) 内分泌療法（ホルモン療法）とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。																
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	<p>【保険金をお支払いする場合】 補償対象者（＊1）が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族＊が葬祭費用を負担された場合 ① 保険期間中の事故によるケガ＊のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ② 保険期間の開始時以降（＊2）に発病＊した病気＊のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③ このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気（＊3）のため、パンフレット等＊に記載の疾病入院保険金の支払対象期間＊が満了するまでの間（＊4）に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限ります。 （＊1）「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 （＊2）葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 （＊3）その病気と医学上因果関係がある病気＊を含みます。 （＊4）365 日を限度とします。</p> <p>【保険金のお支払額】 補償対象者の親族が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>(注 1) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気（＊）を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気（＊）を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(注 2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(*) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p>															
疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 7 ページ (☆) 参照	<p>【保険金をお支払いする場合】 ① 「疾病入院」の状態が 14 日以上継続した後に、生存して退院された場合 ② 「疾病入院」の状態が 365 日を超えた場合</p> <p>【保険金のお支払額】 疾病退院時一時金額の全額 (注 1) 1 回の疾病入院＊につき 1 回を限度にお支払いします。 (注 2) 上記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、上記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。</p>															

保険金の種類	保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	<p>【保険金をお支払いする場合】 次のいずれかのがん※と診断確定※された場合（保険期間中にがんと診断確定された場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> ① 保険期間の開始時（＊1）以降に初めて罹患したがん ② 再発したがん（＊2） ③ 転移したがん（＊3） ④ 既扱がん（＊4）とは全く別のがん <p>（注）がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、前回の保険金支払事由該当日（＊5）から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。</p> <p>（＊1）がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。</p> <p>（＊2）「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。</p> <p>（＊3）「転移したがん」とは、他の部位・臓器（＊6）に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。</p> <p>（＊4）「既扱がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。</p> <p>（＊5）継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。</p> <p>（＊6）同一の種類の部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。</p> <p>【保険金のお支払額】</p> <p>がん診断保険金額の全額</p> <p>（注1）保険期間中1回に限ります。</p> <p>（注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががんを発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>（注3）被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。 詳細は、<u>【その他のご説明】</u>の「3.(3)代理請求人について」（18ページ）をご覧ください。</p> </p>
先進医療費用保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット	<p>【保険金をお支払いする場合】 ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療（＊）を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>（＊）「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。 医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。 なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>「がんのみ補償特約の場合」</p> <p>（注）がんのみ補償特約は適用されず、がん※以外の病気も補償対象となります。</p> <p>【保険金のお支払額】 被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア. 先進医療に要する費用（＊1）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。） ウ. 先進医療を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度） <p>（注1）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>（注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>（注3）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気（＊2）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p>

（次ページへ続く）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額
先進医療費用保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット	<p>(前ページからの続き)</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気（＊2）を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(＊1) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。</p> <p>(＊2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p>

介護一時金

☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）がセットされている場合には「お申込内容確認書」もしくは「継続内容確認書」の特約欄に記載があります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から 要介護2以上への 補償範囲拡大に関する 特約（介護一時金 支払特約用）セット 介護のため一時的に 必要となる費用 (介護用品・住宅 リフォーム費用等) に充当することを目的とした特約です。	<p>【保険金をお支払いする場合】 保険期間中に、被保険者（＊）が要介護状態（要介護2以上の状態）※となり、30日を超えて継続した場合（＊）この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>【保険金のお支払額】 介護一時金額の全額</p> <p>(注1) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p> <p>(注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 介護のため一時的に 必要となる費用 (介護用品・住宅 リフォーム費用等) に充当することを目的とした特約です。	<p>【保険金をお支払いする場合】 保険期間中に、被保険者（＊）が要介護状態（要介護3以上の状態）※となり、30日を超えて継続した場合（＊）この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>【保険金のお支払額】 介護一時金額の全額</p> <p>介護一時金（要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セットの場合）と同様</p>

(☆) 疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）、疾病退院時一時金 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入タイプ（＊1）に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（＊2）の原因となった病気（＊3）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

- ① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
- ② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気（＊3）を発病した時が、その病気による疾病入院（＊2）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(＊1) 疾病退院時一時金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(＊2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。

(＊3) 疾病入院（＊2）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

【保険金支払方法を変更する特約（主なもの）】

ご加入いただくプランによりセットする特約が異なります。実際にセットした特約につきましては、パンフレット等※をご確認ください。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
女性特定疾病 2 倍支払特約	被保険者の病気※が特約記載の女性特定疾病※であるとき、その治療※を目的とする入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に対して、疾病保険金を 2 倍にしてお支払いします。 ・同様の取扱いとなる保険金 ・疾病退院時一時金
がんのみ補償特約	特約記載のがん※の治療※を目的とした入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に限り、疾病保険金をお支払いします。 ・同様の取扱いとなる保険金 ・疾病退院時一時金
三大疾病 2 倍支払特約	被保険者の病気※が特約記載の三大疾病（がん※、急性心筋梗塞、脳卒中のうち、特約記載の病気をいいいます。）であるとき、その治療※を目的とする入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に対して、疾病保険金を 2 倍にしてお支払いします。 ・同様の取扱いとなる保険金 ・疾病退院時一時金

③保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

注意喚起情報のご説明の「4. (1) 保険金をお支払いしない主な場合」(10~12ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(3) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、パンフレット等※でご確認ください。

(4) 引受条件

- お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット等※の保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
 - ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
 - ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」(*)と通算して、被保険者 1 名につき 1,000 万円が上限となりますのでご注意ください。
 - ①始期日時点で被保険者が満 15 才未満の場合
 - ②申込人と被保険者（満 15 才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が当社所定の書面にないとき
- 「同種の危険を補償する他の保険契約等」(*)がある場合は、「加入申込票」の「他の保険契約等」欄に必ずご記入、もしくは「専用ＷＥＢ画面」にご入力ください。
(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、被保険者が同一であり、G K ケガの保険、団体総合生活補償保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、団体契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年令・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット等※の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、パンフレット等※をご参考ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返り金の有無

ご加入を脱退（解約）される場合は、三井住友海上傷害保険通販デスクにご連絡ください。ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただかべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。注意喚起情報のご説明の「7. 解約と解約返り金（15ページ）」をご参照ください。詳細は三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

注意喚起情報 のご説明

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または当社の社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または当社社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

※印を付した用語については、18～21ページの「用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、パンフレット等※に記載の団体が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

（1）告知義務（ご加入時－「加入申込票」の記入、もしくは「専用WEB画面」の入力上の注意事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、以下の項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入時にご申告いただいた内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等（＊）に関する情報

（＊）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」（病気を補償する契約に限ります。）

③被保険者の健康に関する告知（病気を補償する契約に限ります。）

④被保険者の「性別」（抗がん剤治療特約をセットする契約に限ります。）

（注）告知事項の回答にあたっては、22～23ページ「健康に関する告知について」をご覧ください。

（2）その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（＊）で、過去1年以内に合計して30万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、この保険に新たにご加入いただくことができません。お申込みをされる「WEBサイト」にご入力、もしくは「加入申込票」の「他の保険契約等」欄にご回答ください。

（＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 險 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係ない配偶者を含みません。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご加入後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに三井住友海上傷害保険通販デスクまでご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（＊）の解約を求めるることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（＊）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約（＊）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・当社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（＊）の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥申込人と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（＊）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求めるすることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（＊）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険（M S & A D型） 先進医療費用保険金補償特約	傷害保険 先進医療費用保険金補償特約

3. 補償の開始・終了時期

始期日の午後4時（始期日以外に加入される場合は午前0時）に補償を開始します。満期日の午後4時（満期日以外に脱退（解約）される場合は午後12時）に補償を終了します。保険料は、契約概要のご説明の「3. 保険料の払込方法について」（8ページ）に記載の方法により払込みください。契約概要のご説明の「3. 保険料の払込方法について」に記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない場合は次のとおりです。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

★印の特約をセットされた場合のみ保険金お支払いの対象となります。☆印の特約は、★印の特約をセットされた場合に自動的にセットされます。

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (M S & A D型) 特約	<ul style="list-style-type: none">●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●当社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※●入浴中の溺水※（ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ
保険	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (M S & A D型) 特約	
金	傷害入院保険金 ★傷害補償 (M S & A D型) 特約	

（次ページへ続く）

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害手術保険金 ★傷害補償 (M S & A D型) 特約	(前ページからの続き) ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 など
疾病保険金	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害 (* 1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）(* 2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 (* 2) ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常 (* 3) の場合は、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 (* 4)（加入者証等に記載されます。）
疾病保険金	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット	(注) 保険期間の開始時 (* 5) より前に発病※した病気 (* 4) については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日 (* 6) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (* 1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF 0 0 から F 0 9 または F 2 0 から F 9 9 に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 1 0 (2003年版) 準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (* 2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (* 3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO 0 0 から O 7 9 まで、O 8 1 から O 9 9 までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 1 0 (2003年版) 準拠」によります。 (* 4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (* 5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (* 6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
補償対象外となる運動等		
山岳登はん (* 1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (* 2) 操縦 (* 3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (* 4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗		その他これらに類する危険な運動
<p>(* 1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。</p> <p>(* 2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(* 3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(* 4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>		

補償対象外となる職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

（2）その他特約に基づく保険金をお支払いしない主な場合（免責事由）

主な特約は次のとおりです。ご加入いただくプランにより補償されないものがあります。ご加入いただくプランにセットされる特約は、パンフレット等※をご参照ください。本商品は所定のプランのみのお引受けとなりますので、パンフレット等に記載されていない特約はセットできません。

なお、ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細については、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

★印の特約をセットされた場合のみ保険金お支払いの対象となります。

☆印の特約は、★印の特約をセットされた場合に自動的にセットされます。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱※、暴動によるがん（テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（＊1） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん（＊1） <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時（＊2）より前に発病※したがん（転移したがん（＊3）を含みます）については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(＊1) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることができます。</p> <p>(＊2) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。</p> <p>(＊3) 転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。</p>
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	<p><「保険金をお支払いする場合」の①の場合（5ページ参照）></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●当社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p><「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合（5ページ参照）></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害（＊1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（＊2） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（＊2） ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。）

（次ページへ続く）

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	<p>(前ページからの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（加入者証等に記載されます。）により入院※された場合 <p>など</p> <p>(注) 保険期間の開始時（＊3）より前に発病※した病気（＊4）については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となつた病気（＊4）を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。</p> <p>（＊1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など</p> <p>（＊2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>（＊3）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>（＊4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p>
疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	<p>注意喚起情報のご説明の「4. (1) 保険金をお支払いしない主な場合」の疾病保険金（11ページ）と同じ。ただし、(注) および（＊5）の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。</p>
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱※、暴動によるがん（テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（＊1） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん（＊1） ●麻薬等の使用によるがん（ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（加入者証等に記載されます。）に該当するがん（＊2） <p>など</p> <p>(注) 保険期間の開始時（＊3）より前に発病※したがんについては保険金をお支払いしません。 ただし、がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定※された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>（＊1）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>（＊2）そのがんと医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>（＊3）がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●当社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ

(次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金 補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット	<p>(前ページからの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●精神障害（＊1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（＊2） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（＊2） ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常（＊3）の場合は、保険金をお支払いします。） ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（＊4）（加入者証等に記載されます。） <p>など</p> <p>（注）保険期間の開始時（＊5）より前に被ったケガまたは発病※した病気（＊4）については保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>（＊1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。）</p> <p>＜支払対象外となる精神障害の例＞</p> <p>アルコール依存、薬物依存など</p> <p>（＊2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることができます。</p> <p>（＊3）「異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。</p> <p>（＊4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>（＊5）先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約 (介護一時金支払特約用) セット <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 介護のため一時的に必要となる費用 (介護用品・住宅リフォーム費用等) に充当すること目的とした特約です。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態（ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。）による要介護状態 <p>など</p> <p>（注）保険期間の開始時（＊1）より前に要介護状態の原因となった事由（＊2）が発生した場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由（＊2）が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。</p>

（次ページへ続く）

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 介護のため一時的に必要となる費用 (介護用品・住宅リフォーム費用等) に充当することを目的とした特約です。 </div>	(前ページからの続き) (* 1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (* 2) 公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(3) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、**契約概要のご説明**の「3. 保険料の払込方法について」(8ページ)に記載の方法により払込みください。**契約概要のご説明**の「3. 保険料の払込方法について」に記載の方法により保険料を払込みいただけない場合(クレジットカードの解約・有効期限切れ等やご利用状況によりクレジットカードが利用できない場合、預金残高不足などの理由で保険契約者から加入を解約する旨の通知があった場合など)には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

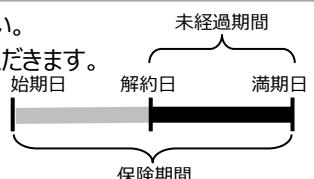
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、三井住友海上傷害保険通販デスクに速やかにお申出ください。

- ・解約の条件によって、脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただきべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 会員資格喪失時の取扱い

この保険は、パンフレット等※に記載の団体が保険契約者となる団体契約で、申込人となれる方は会員(預金口座開設者を対象とした銀行等の団体契約の場合は、当該銀行等の預金口座開設者をいいます。)本人に限ります。申込人が会員資格を喪失された(預金口座開設者を対象とした銀行等の団体契約の場合は預金口座を解約された)場合は、保険契約者からの通知をもって(*)この保険も脱退(解約)となりますのでご注意ください。

- (*) 通知には、お時間がかかる場合がございます。保険の脱退(解約)をお急ぎの場合は、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお申出ください。

9. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

10. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、当社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することがあります。

また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名（センシティブ情報）を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

①当社および当社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じことがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、当社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

11. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などにより加入をお受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

ご相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上傷害保険通販デスク」

0120-161-889
(無料)

【受付時間】平日 9:00～17:00
(土日・祝日、年末年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起こった場合は
遅滞なく事故受付センターまで
ご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189
(無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただき、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

[北区・代々木(全国共通・
通話料有料)]

- ・【受付時間】平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかげ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

その他のご説明

- ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または当社の社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または当社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

1. ご加入時にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと～

(1) 保険契約者

この保険はパンフレット等※に記載の団体が保険契約者となる団体契約です。申込人が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ当社に払い込みます。なお、保険契約者が当社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または申込人がご加入の取消等をされた場合、当社は返還保険料を保険契約者に返還することができます。

(2) 申込人となれる方の範囲

申込人となれる方は会員本人に限ります。

(3) 被保険者となれる方の範囲

この保険で被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲は、パンフレット等※の被保険者ご本人欄に記載の方
新規に被保険者としてご加入いただける方は、会員本人およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹のうち、パンフレット等※で別途定める対象の方

(4) ご加入条件について

被保険者のご年令によりお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

(5) 契約内容登録制度について

お客様のご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

2. ご加入後にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと～

(1) 加入者証の保管・確認

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(2) 自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプランでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

なお、自動継続は、パンフレット等※に記載の自動継続ができる年令までとなります。

(3) 継続加入について

■この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

■当社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(4) 保険契約者からの情報提供

当社は、ご加入後、申込人住所変更などの情報を保険契約者から入手する場合があります。

3. 保険金をお支払いする場合に該当したときのお手続き

(1) 保険金をお支払いする場合に該当したときの当社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、三井住友海上事故受付センターまでご連絡ください。保険金請求のお手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に当社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、三井住友海上事故受付センターまでお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち当社が求めるもの

- ・当社所定の保険金請求書
- ・当社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本 等）
- ・当社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

(3) 代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、当社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は三井住友海上事故受付センターまでお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（＊）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（＊）法律上の配偶者に限ります。

(4) 保険金支払いの履行期

当社は、保険金請求に必要な書類（＊1）をご提出いただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（＊2）を終えて保険金をお支払いします。（＊3）

（＊1）保険金請求に必要な書類は、上記「(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。

代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（＊2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（＊3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

4. <税法上の取扱い> (2025年2月現在)

払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。

（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

用語のご説明

※印を付した用語については、該当欄をご覧ください。

用語	説明
あ行	
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

用語	説明						
医師	<p>被保険者以外の医師をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>特約名称</td><td>特約固有の「医師」の範囲</td></tr> <tr> <td>葬祭費用補償特約</td><td>補償対象者以外の医師</td></tr> <tr> <td>介護一時金支払特約</td><td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td></tr> </table>	特約名称	特約固有の「医師」の範囲	葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師	介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
特約名称	特約固有の「医師」の範囲						
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師						
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師						
1回の疾病入院	<p>疾病入院の退院日の翌日（＊）からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。</p> <p>（＊）疾病退院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。</p>						
飲酒運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。						
オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。						
か行							
がん	<p>特約に定めるがん（悪性新生物）をいい、上皮内新生物を含みます。</p> <p>抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。</p>						
競技等	<p>競技、競争、興行（＊）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものと含みます。</p> <p>（＊）いずれもそのための練習を含みます。</p>						
頸（けい）部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。						
ケガ	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。</p> <p>「急激」とは、「事故が突然で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。</p> <p>「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。</p> <p>「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。</p> <p>「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（＊）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 <p>（＊）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。</p>						
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。						
後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至つたものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。						
誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。						
さ行							
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。						
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それについて、加入者証等記載の期間または日数とします。						
	<table border="1"> <tr> <td>適用される保険金の名称</td> </tr> <tr> <td>・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金</td> </tr> </table>	適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金				
適用される保険金の名称							
・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金							
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。						
	<table border="1"> <tr> <td>適用される保険金の名称</td> </tr> <tr> <td>・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金</td> </tr> </table>	適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金				
適用される保険金の名称							
・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金							

用語	説明
手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（＊1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）を除きます。</p> <p>②先進医療※に該当する診療行為（＊2）</p> <p>（＊1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。</p> <p>（＊2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
乗用具	自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
女性特定疾病	<p>次の病気をいいます。</p> <p>一部の中皮腫・カボジ肉腫などを除くがん※、乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧（症）、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じょにかかる病気</p> <p style="text-align: right;">など特約記載の病気</p>
親族	6 親等内の血族、配偶者※および3 親等内の姻族をいいます。
診断確定	<p>医師※による病理組織学的所見（＊1）によってなされたものをいいます。</p> <p>（注）病理組織学的検査（＊2）が行われない場合には、病理組織学的検査（＊2）が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見（＊3）による診断確定の根拠が合理的であると認められるとき限り、その他の所見（＊3）による診断確定も認めることができます。</p> <p>（＊1）病理組織学的所見とは、生検等をいいます。</p> <p>（＊2）病理組織学的検査とは、生検等をいいます。</p> <p>（＊3）その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
先進医療	手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た行	
治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療※により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
な行	
入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
は行	
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
発病	<p>医師※が診断（＊）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。</p> <p>（＊）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。</p>
パンフレット等	<p>次のいずれかをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご検討・お申込みをされる際の「WEB サイト」「専用 WEB 画面」もしくは「加入申込票およびパンフレット」 ・ご加入後にお届けする「お申込内容確認書」「プラン変更確認書」もしくは「継続内容確認書」
病気	被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

用語	説明
放射線治療	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為</p> <p>② 先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為</p> <p>(注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p>
や行	
要介護状態（要介護2以上の状態）	<p>次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>① 公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態</p> <p>② 公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。</p> <p>③ 公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満） 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態</p>
要介護状態（要介護3以上の状態）	<p>次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>① 公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上） 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態</p> <p>② 公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満） 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。</p> <p>③ 公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満） 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態</p>

健康に関する告知について

以下の注意点をお読みいただき、ご申告いただいている内容に誤りがないかご確認ください。ご申告いただいた内容については、「お申込みをされた際の WEB サイト」、もしくは同封の書類をご確認ください。

＜継続加入の場合で、保険責任を加重（＊）することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。＞

（＊）保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、当社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身（WEB でお申込みいただく場合は申込人）が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

（注）告知時における年令が満 15 才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康に関する告知質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 「健康に関する告知質問事項」の回答方法について

・「WEB サイト」によるご加入プランの場合

本プランでは「健康に関する告知質問事項」に対し、「WEB サイト」でご入力いただいております。お申込時は WEB サイトでご確認ください。ご入力いただいた告知内容は同封の「お申込内容確認書」をご確認ください。

・電話によるご加入プランの場合

本プランでは「健康に関する告知質問事項」に対し、お電話でご回答をいただいております。ご回答いただいた告知内容は同封の「お申込内容確認書」をご確認ください。

・「加入申込票」記入によるご加入プランの場合

「加入申込票」の質問事項（健康に関する告知質問事項）に対するご回答は、口頭ではなく、「加入申込票」の「健康に関する告知質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、ご署名ください。

なお、代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。

4. 「健康に関する告知質問事項」に該当される場合

「健康に関する告知質問事項」に「はい（または該当する）」と回答された場合、ご加入はいただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

詳しくは注意喚起情報のご説明の「11. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意」（16 ページ）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康に関する告知質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお受けした場合でも、ご加入時（＊1）より前に発病した病気（＊2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病退院時一時金補償特約	なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日（＊3）からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお受けした場合でも、ご加入時（＊1）より前に発病したがん（悪性新生物）（＊4）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお受けした場合でも、ご加入時（＊1）より前に被ったケガまたは発病した病気（＊2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。

特約の名称	お取扱い
抗がん剤治療特約	ご加入をお受けした場合でも、ご加入時（＊1）より前に発病したがん（悪性新生物）（＊5）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
葬祭費用補償特約	ご加入をお受けした場合でも、ご加入時（＊1）より前に被ったケガまたは発病した病気（＊2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお受けした場合でも、ご加入時（＊1）より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。

（＊1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入プランを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入プランのご加入時」をいいます。

（＊2）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

（＊3）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

（＊4）発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

（＊5）転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、当社の社員または当社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康に関する告知質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は三井住友海上傷害保険通販デスクまでご連絡ください。告知内容の訂正のお手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続に際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入、もしくはご入力いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット等、または「重要事項のご説明（本書面）」でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」の 注意喚起情報のご説明 「2. (2) その他の注意事項 ■複数のご契約があるお客様へ」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。他の保険契約等との重複について、ご不明な点があれば三井住友海上傷害保険通販デスクまでご連絡ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料・保険料払込方法

2. 「加入申込票」への記入もしくは「お申込みをされる際の専用 WEB 画面」の入力に漏れや誤りがないか、「お申込内容確認書」、「継続内容確認書」、「プラン変更確認書」の記載内容に誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、正しくご記入、もしくは入力いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入・入力の漏れ・誤りや各質問項目にご不明な点がある場合には、三井住友海上傷害保険通販デスクまでご連絡いただきますようお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

・「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄に誤りはございませんか？

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

② 新たにご加入いただく方のみご確認ください。

・被保険者（補償の対象となる方）の健康状況について、正しくご申告いただいているか？

・「加入申込票」の「他の保険契約等」欄に誤りはございませんか？または、「お申込みをされる際の WEB サイト」、「お申込内容確認書」の「他の保険契約等のご加入状況」について、ご連絡・WEB 画面に入力いただいた内容から変更はございませんか？

3. 次のいずれかに該当する場合には手続きが必要ですので三井住友海上傷害保険通販デスクまでご連絡ください。

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更など）

・既にご加入されているがご継続されない場合

2025年10月1日以降始期契約

団体総合生活補償保
険契約（M S & A D
型）にご加入いただくお
客さまへ

重要事項 のご説明

この書面では団体総合生活補償保険（M S & A D型）契約に関する重要な事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約等によって定まります。普通保険約款・特約は、ご加入後、「お申込内容確認書」または「加入者証」もしくは「継続内容確認書」記載のURLからご確認いただけます。普通保険約款・特約の郵送をご希望の場合は、三井住友海上傷害保険通販デスクまでご請求ください。

●この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要 のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または当社の社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または当社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

※印を付した用語については、14～15ページの「用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

1.商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者本人となれる方の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 —：被保険者の対象外)		
	本人（*1）	配偶者	その他親族
本人型	○	—	—

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人（*1） (b) 本人（*1）の配偶者 (c) 同居の親族（本人（*1）またはその配偶者と同居の、本人（*1）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人（*1）またはその配偶者と別居の、本人（*1）またはその配偶者の未婚の子） (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（*2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（*1）「加入者証」または「お申込内容確認書」もしくは「継続内容確認書」の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

新規に被保険者としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点で満70才以上、かつ会員本人およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹のうち、パンフレット等※の被保険者欄記載の方

（*2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。ご加入いただくプランにより補償されないものがあります。ご加入いただくプランでお支

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「保険金をお支払いする場合」欄に記載されたケガ等が補償の対象となります。

★印の特約をセットされた場合のみ保険金のお支払いの対象となります。

☆印の特約は、★印の特約をセットされた場合に自動的にセットされます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害死亡保険金 ★傷害補償（M S & A D型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。</p> <p>(注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>
傷害部位・症状別保険金 ★傷害部位・症状別保険金補償特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療※を要した場合	<p>①治療日数（*1）の合計が5日以上の場合</p> <p>傷害部位・症状別保険金額×ケガ※を被った部位およびその症状に対して定められた保険金支払倍率（5倍～120倍）（*2）</p> <p>②治療日数（*1）の合計が1日以上5日未満の場合</p> <p>傷害部位・症状別保険金額（1倍）</p> <p>(*1) 治療日数とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の、入院※または通院※の日数をいいます。なお、通院の日数には、通院されない場合でも、所定の部位※を固定するためにギプス等※を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師※の指示による固定（*3）であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。</p> <p>(*2) 同一の事故により被ったケガの部位・症状が複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目のうち最も高い支払倍率を適用します。</p> <p>(*3) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。</p>
生活サポート一時金 ★生活サポート一時金支払特約	保険期間中の事故により、下肢（足指を含みません。）に骨折※または脱臼※を被った場合	生活サポート一時保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	<p>① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負わされた場合</p> <p>② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額※（0円）</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p>

(次ページへ続く)

(次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	<p>(前ページからの続き) と等が原因で電車等 (* 1) を運行不能 (* 2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅 (* 3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> </div> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p> <p>(* 1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>(* 2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(* 3) 敷地内の動産および不動産を含みます。</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>(注 2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。</p> <p>(注 3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注 4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができないのでご注意ください。</p> <p>(注 5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット	<p>保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品 (* 1) に損害が発生した場合</p> <p>(* 1) 「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品 (* 2) をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額※ (1回の事故につき 3,000円)</p> <p>(注 1) 損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額※によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕する場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p>

(次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害補償特約用)セット	(前ページからの続き) (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	(前ページからの続き) (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

注意喚起情報のご説明の「4.(1)保険金をお支払いしない主な場合」(7~9ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

ご加入いただくプランにセットされる特約は、パンフレット等※をご確認ください。本商品は所定のプランのみのお引受けとなりますので、これらの書面に記載されていない特約はセットできません。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。なお、ご不明な点については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、パンフレット等※の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

- お客様が実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット等※の保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
 - ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
 - ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
 - 以下に該当する場合、ご加入いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」(*)と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
申込人と被保険者が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき
 - 「同種の危険を補償する他の保険契約等」(*)がある場合は、「加入申込票」の「他の保険契約等」欄に必ずご記入、もしくは「専用WEB画面」にご入力ください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、被保険者が同一であり、GKケガの保険、団体総合生活補償保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、団体契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはパンフレット等※の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、パンフレット等※記載の方法になります。分割払の場合には、払回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、三井住友海上傷害保険通販デスクにご連絡ください。ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」（10ページ）をご参照ください。詳細は三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

注意喚起情報 のご説明

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または当社の社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または当社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険はパンフレット等※に記載の団体が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

（1）告知義務（ご加入時－「加入申込票」の記入、もしくは「専用 WEB 画面」の入力上の注意事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、以下の項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできることがあります。ご加入時にご申告いただいた内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（＊）で、過去1年以内に合計して30万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、この保険に新たにご加入いただくことができません。お申し込みをされる「WEBサイト」にご入力、もしくは「加入申込票」の「他の保険契約等」欄にご回答ください。
- （＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■ 保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご加入後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに三井住友海上傷害保険通販デスクまでご連絡ください。

■ 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（＊）の解約を求めるることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（＊）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約（＊）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・当社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（＊）の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥申込人と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（＊）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求めるできます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（＊）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■ 複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険（MS & AD型） 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始・終了時期

始期日の午後4時（始期日以外に加入される場合は午前0時）に補償を開始します。

満期日の午後4時（満期日以外に脱退（解約）される場合は午後12時）に補償を終了します。保険料は、**契約概要のご説明**の「3. 保険料の払込方法について」（5ページ）に記載の方法により払込みください。**契約概要のご説明**の「3. 保険料の払込方法について」に記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない場合は次のとおりです。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

★印の特約をセットされた場合のみ保険金のお支払い対象となります。

☆印の特約は、★印の特約をセットした場合に自動的にセットされます。

※印を付した用語については、14～15ページの「用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償（M S & A D型）特約	<ul style="list-style-type: none">●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●当社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※●入浴中の溺水※（ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ <p>など</p> <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
傷害部位・症状別保険金 ★傷害部位・症状別保険金補償特約	<ul style="list-style-type: none">●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●当社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ●骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病的脱臼 <p>など</p> <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
生活サポート一時金 ★生活サポート一時金支払特約	<ul style="list-style-type: none">●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●当社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ●骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病的脱臼 <p>など</p> <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（ただし、被保険者が家事使用人として使用者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害補償特約用)セット	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害（ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●携行品である液体の流出による損害（ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為（ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>

- すべてのご契約に「傷害後遺障害保険金対象外特約」がセットされているため、傷害後遺障害保険金をお支払いしません。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等

山岳登はん（＊1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（＊2）操縦（＊3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（＊4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

（＊1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。

（＊2）グライダーおよび飛行船は含みません。

（＊3）職務として操縦する場合は含みません。

（＊4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・P H S・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイル Wi-Fi ルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）・帳簿・稿本（本などの原稿）・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

（2）重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- （1）保険料は、パンフレット等に記載の方法により払込みください。パンフレット等に記載の方法により保険料を払込みいただけない場合（クレジットカードの解約・有効期限切れ等やご利用状況によりクレジットカードが利用できない場合、ご利用状況などの理由で保険契約者から加入を解約する旨の通知があった場合など）には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- （2）分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

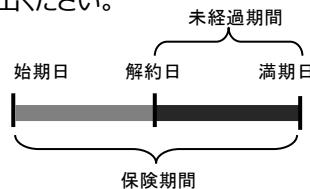
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお申出ください。

- ・解約の条件によって、脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 会員資格喪失時の取扱い

この保険は、パンフレット等※に記載の団体が保険契約者となる団体契約で、申込人となれる方は会員本人に限ります。申込人が会員資格を喪失された場合は、保険契約者からの通知をもって(*)この保険も脱退（解約）となりますのでご注意ください。

(*) 通知には、お時間がかかる場合がございます。保険の脱退(解約)をお急ぎの場合は、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお申出ください。

9. 保険会社破綻時等の取扱い

〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

10. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、当社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため utilizaすることができます。

また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名（センシティブ情報）を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することができます。

①当社および当社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、当社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上傷害保険通販デスク」

0120-161-889
(無料)

【受付時間】平日 9:00～17:00
(土日・祝日、年末年始は休業させて
いただきます。)

万一、事故が起った場合は
遅滞なく事故受付センターまで
ご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189
(無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [バーガイル(全国共通・
通話料有料)]

- ・【受付時間】平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかげ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

その他の ご説明

- ご加入に際してご確認いただきたいその他事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または当社の社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または当社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

1.ご加入時にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと～

(1) 保険契約者

この保険はパンフレット等※に記載の団体が保険契約者となる団体契約です。申込人が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ当社に払い込みます。なお、保険契約者が当社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または申込人がご加入の取消等をされた場合、当社は返還保険料を保険契約者に返還することができます。

(2) 申込人となれる方の範囲

申込人となれる方は会員本人に限ります。

(3) 被保険者となれる方の範囲

この保険で被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲は、「加入者証」または「お申込内容確認書」もしくは「継続内容確認書」の被保険者ご本人欄記載の方です。

新規に被保険者としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点で満 70 才以上、かつ会員本人およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹のうち、「専用WEB画面」または「加入申込票およびパンフレット」等で別途定める対象の方です。

(4) ご加入条件について

被保険者のご年令によりお引受できない場合がありますのであらかじめご了解ください。

(5) 契約内容登録制度について

お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

(6) 加入者証の保管・確認

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(7) 繙続加入について

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 当社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(8) 自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプランでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。なお、自動継続はパンフレット等※に記載の自動継続ができる年令までとなります。

(9) 保険契約者からの情報提供

当社は、ご加入後、申込人住所変更などの情報を保険契約者から入手する場合があります。

2. 保険金をお支払いする場合に該当したときのお手続き

(1) 保険金をお支払いする場合に該当したときの当社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、三井住友海上事故受付センターまでご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、当社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。なお、示談交渉をお受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することができます。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を当社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に当社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、三井住友海上事故受付センターまでお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち当社が求めるもの

- ・当社所定の保険金請求書
- ・当社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本 等）
- ・当社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・当社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

(3) 代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、当社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は三井住友海上事故受付センターまでお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

- （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（＊）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（＊）法律上の配偶者に限ります。

(4) 保険金支払いの履行期

当社は、保険金請求に必要な書類（＊1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（＊2）を終えて保険金をお支払いします。（＊3）

- （＊1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- （＊2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- （＊3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

用語のご説明

※印を付した用語については、該当欄をご覧ください。

用語

説明

あ行

医学的他覚所見のないもの 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

医師 被保険者以外の医師をいいます。

飲酒運転 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

オンライン診療 医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。

か行

ギプス等 ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、P T Bキャスト、P T Bブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。

競技等 競技、競争、興行（＊）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（＊）いずれもそのための練習を含みます。

頸（けい）部症候群 いわゆる「むちうち症」をいいます。

ケガ 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾患要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（＊）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
（＊）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

骨折 骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折は含みません。

誤嚥（えん） 食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

さ行

再調達価額 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

自動車等 自動車または原動機付自転車をいいます。

乗用具 自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

所定の部位 次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）

（次ページへ続く）

用語	説明
所定の部位	(前ページからの続き) います。)。 ・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。 ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
親族	6 親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た行	
脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼は含みません。
治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療※により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
な行	
入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
は行	
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
パンフレット等	次のいずれかをいいます。 ・ご検討・お申込みをされる際の「WEBサイト」「専用WEB画面」もしくは「加入申込票およびパンフレット」 ・ご加入後にお届けする「お申込内容確認書」もしくは「継続内容確認書」
病気	被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
保険価額	保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
ま行	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、三井住友海上傷害保険通販デスクまでお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット等、または「重要事項のご説明（本書面）」でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」の 注意喚起情報のご説明 「2. (2) その他の注意事項 ■複数のご契約があるお客さまへ」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料・保険料払込方法

2. 「専用WEB画面」の入力、もしくは「加入申込票」への記入に漏れや誤りがないか、「お申込内容確認書」、「継続内容確認書」の記載内容に誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、記載・記入の漏れ・誤りや各質問項目にご不明な点がある場合には、三井住友海上傷害保険通販デスクまでご連絡いただきますようお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄に誤りはございませんか？

・「加入申込票」の「他の保険契約等」欄に誤りはございませんか？

または、「専用WEB画面」、「お申込内容確認書」の「他の保険契約等のご加入状況」について、WEB画面に入力・ご連絡いただいた内容から変更はございませんか？

3. 次のいずれかに該当する場合にはお手続きが必要ですので、三井住友海上傷害保険通販デスクまでご連絡ください。

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更など）

・既にご加入されているがご継続されない場合